

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3 3 0 5 番地 1

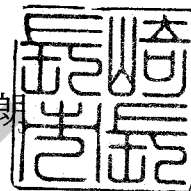
株式会社 イワフチ

氏 名 代表取締役 岩淵 慶太

令和 7 年 10 月 10 日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

令和 7 年 10 月 7 日

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗



許 可 番 号		長崎市 第 148 号
許 可 期 間		令和 7 年 11 月 1 日 から 令和 9 年 10 月 31 日 まで
事業の 範 囲	事 業 の 区 分	収集運搬業（積替え、保管行為を含まない）
	取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・特別管理一般廃棄物を除く）
業 務 の 区 域		長崎市内
許 可 の 条 件		(1) 洗車設備を確保し、収集車をつねに清潔に保持すること。 (2) 廃棄物は必ず燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみに分別収集し、それぞれ市が指定する処理施設へ搬入すること。
許可の更新、変更の状況		新規許可 (H9. 11. 1)、更新許可 (H11. 11. 1) 更新許可 (H13. 11. 1) 更新許可 (H15. 11. 1)、更新許可 (H17. 11. 1)、代表者変更 (H19. 2. 23) 更新許可 (H19. 11. 1)、更新許可 (H21. 11. 1)、更新許可 (H23. 11. 1) 更新許可 (H25. 11. 1)、更新許可 (H27. 11. 1) 更新許可 (H29. 11. 1) 更新許可 (R1. 11. 1)、更新許可 (R3. 11. 1)、更新許可 (R5. 11. 1) 更新許可 (R7. 11. 1)

注 1 法第 7 条の 4 第 1 項に該当する場合は、その許可を取り消さなければならない。又、法第 7 条の 3 第 1 項、法第 7 条の 4 第 2 項に該当する場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 施行令第 3 条に定める基準に適合しなくなったとき。
- (3) 正当な理由がないのに 1 月以上事業の全部又は一部を休止したとき。

注 2 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 3 1 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業務実績報告書の提出を厳守すること。